

技能実習生等向け技能検定（基礎・随時級）の

試験延期期間変更（縮小）のお知らせ

緊急事態宣言が当初の予定より早期に解除されたことを受け、技能実習生等向け技能検定試験（基礎・随時級）について、試験の延期期間を下記のとおり変更（縮小）することといたしました。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため、今後再開される試験の受検時においても、マスクの着用、手指の消毒等にご留意いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 延期対象期間

当初の延期対象期間 令和2年4月20日（月）～5月6日（水）

前回延期した延期期間 令和2年5月9日（土）～5月31日（日）

今回変更した延期期間 令和2年5月9日（土）～5月24日（日）

注）今後の動向次第で対象期間が変更される場合もございます。

2 延期対象試験

岐阜県職業能力開発協会が実施する技能実習生等向け技能検定試験（基礎・随時級）

再開される試験につきましては、試験案件ごと監理団体担当者様宛に、再開の日程等について電話にてお知らせいたしますのでご確認をお願いいたします。

○法務省より、技能検定等の受検が速やかにできない場合の取り扱い（「特定活動（4か月・就労可）」）が公表されています。以下URLより事前にご確認ください。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00026.html